

専門職大学院設置基準における専任教員に関する 特例措置の終了に伴う制度改正について

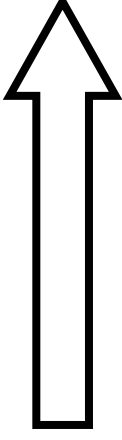
【現行制度の概要】

- 専門職大学院の専任教員について
- ① 専門職大学院は、設置基準上で専攻分野ごとに規定される数の専任教員(必置教員)を置く。
 - ② この上記の専任教員については、学部・修士・博士課程に必要な教員の数に算入できないこととする

○経過措置(平成25年度までの特例)

- ① 学部、修士課程、博士課程(前期)との間では、必置教員の1/3まで算入可能
- ② 博士課程(後期)との間では、必置教員の全員が算入可能

※経過措置を設けた趣旨は、①優秀な教員の確保、②博士課程後期への進学者への対応の観点から、平成25年度までの特例として設けたものであり、制度の定着状況を見つつ見直すことになっていったものである。



中教審での検討結果

・ 専門職大学院制度は、独立性を確保し教員組織の充実を趣旨とするため、他の学位課程に必要な教員の数に専門職大学院の専任教員を算入することを原則認めていないことを改めて確認。

・ ただし、中教審での審議の結果、経過措置終了後も、専門職大学院の教員養成に支障を生じる懸念等があることから、博士課程後期との接続は認めることが適当と整理。

※上記整理により、一般の大学院において、博士課程の前期(修士課程)と後期との間で接続が認められていることと同様の扱いとなる

・ その際、専門職大学院が教員組織の充実を制度趣旨としていることに鑑み、博士課程後期との接続を認めるにあたっては、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り認める旨を法令上明記することが適当であるとあわせて整理。

【改正後の制度の概要】

※経過措置を定めていた附則が、平成25年度末をもって終了することを踏まえて、以下の通り、法令上必要な措置を講じる

- 専門職大学院の専任教員について
- ① 専門職大学院は、設置基準上で専攻分野ごとに規定される数の専任教員(必置教員)を置く。
 - ② ただし上記の専任教員については、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程(前期を除く)を担当する教員が兼ねることができることとする。

専門職大学院設置基準における専任教員に関する 特例措置の終了に伴う制度改正について

(1) 改正の趣旨

専門職大学院設置基準上必ず置くこととされる専任教員（以下「必置教員」という。）について、現在は特例措置により、他の学位課程に必要な教員数に算入できるとされているが、今般の改正は、その平成25年度末に特例措置が終了した後の取扱いに係る省令の一部を改正しようとするものである。

(2) 改正の概要

専門職大学院の必置教員は、他の学位課程に必要な教員数に算入できないことが原則であるが、平成25年度までは特例として認められている。

中央教育審議会答申「グローバル化社会の大学院教育～世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために～」(平成23年1月)における提言等を踏まえ、将来の専門職大学院の教員養成などへの影響にかんがみ、現在の特例措置が終了した平成26年度以降、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く)の教員が専門職学位課程の専任教員を兼ねることができるよう所要の省令改正を行うこととする。

※ 現行の特例措置終了後であっても、専門職大学院の専任教員が、自大学の別の専攻(学科)において、いわゆる兼任教員として、教育研究に従事することは可能。

(3) 施行期日

この改正は、平成26年4月から施行するものとする。

今般の省令改正にあたっての留意事項（案）

各専門職大学院において、今般の専門職大学院設置基準改正後、速やかに改正を踏まえた準備に取り組むことを促すとともに、改正趣旨等について留意すべき事項を概ね以下の通り整理し、周知徹底を図ることを予定している。

- (一) 専門職大学院は、教育の質保証の観点から、一定の独立性を確保し、教育に専念する教育組織を充実することを制度創設の趣旨にしていることを改めて確認するとともに、平成25年度までの経過措置は他の課程との教育の関連性を考慮し、優秀な教員を確保する観点等から特例として設けられたものである旨を確認。
- (二) ただし、専門職大学院の教育を担う教員養成や専門職学位課程から博士課程への進学者への対応等のため、専門職学位課程と博士課程との接続を重視する必要があることから、教育上支障を生じない場合、一個の専攻に限り、博士課程（前期を除く）への算入を認めることが適当である旨を明示。
- (三) なお、具体的な省令上の規定振りについては、大学設置基準及び大学院設置基準における関連規定との整合性など考え方を整理するとともに、専門職大学院設置基準附則第2項に基づく特例の終了に伴う改正を本則である同設置基準第5条において措置する際により適切な規定振りについて検討した結果である旨を明示。
- (四) また必要な専任教員数の確保、その他独立性の確保や教育体制の充実が図られていることを前提に、更なる教育内容の充実等に資するため、専門職学位課程の教員が他の研究科、専攻等の教育研究に関与すること、また、同様に他の研究科、専攻等の専任教員が専門職大学院の教育に関与することは従前どおり差し支えないものとする旨を明示。
- (五) 本改正は、専門職学位課程に必ず置くこととされる一定数の専任教員を対象とするものであり、各専門職大学院が設置基準で求める数を超えた教員を配置する場合に対して、本改正が及ぶものではない。ただし、この場合であってもこれまでと同様に、教員の質の確保に努める必要がある旨を明示。

(参考) 教職大学院の専任教員の、他の学位課程の必置教員数への算入の在り方については、本年8月の中央教育審議会の答申を踏まえ、「教員の資質能力に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議」等において教職大学院制度の見直しの中で検討しているところであり、今後、この審議結果を踏まえた措置を検討する。